

平成 22 年度税制改正 [詳細]

法人税関連の改正

●グループ内取引等に係る税制

対象となる 100%グループ内法人とは、完全支配関係(原則として、発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係)のある法人をいいます。

(1) 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

グループ間で一定の資産の移転(非適格合併による移転を含む)を行ったことにより生ずる譲渡損益を、その資産のそのグループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上する制度とします。

これに伴い、適格事後設立制度は廃止されます。

(2) 100%グループ内の法人間の寄付

グループ法人間の寄付金について、支出法人では全額損金不算入されるとともに、受領法人では全額益金不算入されます。

(3) 100%グループ内の法人間の資本関連取引

1. グループ法人間の現物配当(みなし配当を含む)について、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置を講じます。この場合、源泉徴収等を行わないこととします。
2. グループ法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととします。
3. グループ法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、譲渡損益を計上しないこととします。
4. いわゆる無対価組織再編成について、その処理の方法等を明確化します。

(4) 大法人の 100%子法人に対する中小企業向け特例措置の適用

資本金もしくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の 100%子法人について、資本金又は出資金の額が 1 億円以下の法人に係る次の特例制度は適用されません。

1. 軽減税率
2. 特定同族会社の特別税率の不適用
3. 貸倒引当金の法定繰入率
4. 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
5. 欠損金の繰戻しによる還付制度

(5) 連結納税制度

1. 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額を、その個別所得金

額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加します。

2. 連結納税の承認申請書の提出期限は、適用しようとする事業年度開始の日の3ヶ月前(現行6ヶ月前)の日とします。
3. 事業年度の中で連結親法人との間に完全支配関係が生じた場合の連結納税の承認の効力発生日の特例制度について、加入法人のその完全支配関係が生じた日(加入日)以後最初の月次決算日の翌日を効力発生日とします。
4. 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度について、その開始又は加入後2月以内に連結グループから離脱する法人の有する資産の時価評価の対象から除外します。

●資本に係る取引等に係る税制

(1) みなし配当の際の譲渡損益

1. 自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、益金不算入制度(外国子会社配当益金不算入制度を含む)を適用しない。
2. 抱合株式については、譲渡損益を計上しない。

(2) 清算所得課税

清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行されます。その際、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の所要の措置を講じます。

上記の改正は、(3)2.(4)及び(5)1.を除き、平成22年10月1日から適用されます。

●租税特別措置の見直し

- ◇情報基盤強化税制は適用期限(平成22年3月31日)をもって廃止されます。
- ◇試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)を選択適用できる制度の適用期限が2年延長されます。
- ◇中小企業者以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限が2年延長されます。

中小企業の税制

特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度の廃止

特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入の制度は、平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用されないこととなりますが、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消する為の抜本的措置を平成23年度税制改正で講じます。

大法人の100%子法人に対する中小企業向け特例措置の適用

法人税にグループ内取引等に係る税制の新設により、資本金又は出資金の額 5 億円以上の法人の 100%子法人は、資本金又は出資金の額が 1 億円以下の法人向けの特例措置が適用されません。

●租税特別措置の延長等

- ◇中小企業投資促進税制の適用期限が 2 年延長されます。(所得税についても同様)
- ◇中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が 2 年延長されます。(所得税についても同様)
- ◇中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金の額等が 1 億円以下の法人による仮想化ソフトウェア等を含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置が追加されます。(所得税についても同様)
- ◇交際費等の損金不算入制度について、その適用期限が 2 年延長されるとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が 2 年延長されます。

所得税関連の改正

●扶養控除の見直し

1. 年齢 16 歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されます。
2. 年齢 16 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(25 万円)が廃止され、扶養控除の額が 38 万円となります。
(注)平成 23 年分以後の所得税について適用されます。

●同居特別障害者加算の特例の見直し

- 年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除又は配偶者控除の額に 35 万円を加算する措置について、特別障害者控除の額に 35 万円を加算する措置に改められました。
- (注)平成 23 年分以後の所得税について適用されます。

●生命保険料控除の見直し

1. 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料について、適用限度額 4 万円の所得控除(介護医療保険料控除)を設けます。
2. 一般生命保険料控除及び個人保険料控除の適用限度額は、それぞれ 4 万円(現行 5 万円)に引き下げられますが、介護医療保険料控除を受けた場合、最大 12 万円の控除が受けられます。
3. 各保険料控除の控除額の計算は次の通りとなります。

年間の支払保険料等	控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

- 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険料等については、従前の保険料控除が適用されます。
- 新契約と従前の契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合、それぞれの控除額の上限 4 を万円とし、控除額の合計適用金額は 12 万円となります。
- 平成 24 年分以後の所得税について適用されます。

金融・証券の税制

- 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設
平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等について、非課税措置が導入されます。

非課税措置とは、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内に支払を受けるべきものについては、所得税及び個人住民税を課さないという措置です。

(注) 平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適用期限(平成 22 年 12 月 31 日)をもって廃止されます。

- 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の廃止
平成 22 年 12 月 31 日までで廃止されます。この廃止に伴い、上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等について以下の措置を講じます。
 1. 自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当に係る大口株主の判定基準日を、その公開買付けの終了の日とします。
 2. みなし配当のうち上場株式等の配当等に該当するものの支払をする内国法人は、その配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者等に対し、そのみなし配当等の発生の基因となった事由、みなし配当の額等を通知しなければならないこととします。

土地・住宅関連税制

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

非課税限度額(現行 500 万円)が以下のように引き上げられます。

1. 平成 22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500 万円
2. 平成 23 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000 万円

適用対象者は、贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下の者に限定します。

なお、適用期限は平成 23 年 12 月 31 日までとします。

(注)上記の改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。ただし、平成 22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、上記の改正前の制度と選択できることとします。

●住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例

特別控除の上乗せ(現行 1,000 万円)の特例が廃止され、年齢要件の特例の適用期限が 2 年延長されます。

●小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

相続人等による事業又は居住の継続への配慮という制度趣旨等を踏まえ、見直しが行われます。

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用されます。

1. 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等(現行 200 m²まで 50%減額)が適用対象から除外されます。
2. 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件が判定されます。
3. 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等に特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合が計算されます。
4. 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることを明確化します。

●その他(適用期限の延長)

◇長期優良住宅及び新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限がそれぞれ 2 年延長されます。

◇省エネ改修を行った住宅及びバリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限がそれぞれ 3 年延長されます。

◇高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限が 1 年延長されます。

その他の改正

●燃料課税

揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止されますが、当分の間は現在の各税率水準を維持することとします。

ただし、原油価格の異常な高騰が続いた場合には本則税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置を講ずることとします。

●たばこ税

1本あたり3.5円の税率引き上げ(価格は1本につき5円程度の値上げ)とします。

この改正は、平成22年10月1日より適用されます。

●消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化

(1)事業者免税点制度の適用の見直し・・・次の期間中に、調整対象固定資産を取得した場合には、当該取得があった課税期間を含む3年間は、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととします。

調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で100万円(税抜き)以上のものをいいます。

1. 課税事業者の選択により、事業者免税点制度の適用を受けないこととした事業者の当該選択の強制適用期間(2年間)

※平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間から適用されます。

2. 資本金1,000万円以上の新設法人につき、事業者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の期間(2年間)

(2)簡易課税制度の適用の見直し・・・(1)により、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととされた課税期間については、簡易課税制度の適用を受けられないこととします。